

周南市バスケットボール協会加盟・登録規程

(目的)

第1条 本規程は、周南市バスケットボール協会(以下「本協会」という)の規約第9条及び第81条に基づき、本会に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 加盟とは、チームが本協会に加盟を完了することをいう。

2 登録とは、競技者が本協会に登録を完了することをいう。

3 加盟チームとは、本協会に加盟が完了しているチームをいう。

4 登録競技者とは、本協会に登録が完了している競技者をいう。

5 年度とは、毎年4月1日から、翌3月31日までのことをいう。

6 移籍とは、競技者が年度内に所属チームを変更することをいう。

(加盟種別)

第3条 加盟チームの加盟種別は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める年齢は、当該年度開始日(4月1日)現在の年齢とする。

(1) U12 12歳未満の選手により構成されるバスケットボールチーム(小学生以下)

(2) U15 15歳未満の選手により構成されるバスケットボールチーム(クラブ等)または(公財)日本中学校体育連盟に所属しているチーム(中学生)

(3) U18 18歳未満の選手により構成されるチーム(クラブ等)または(公財)全国高等学校体育連盟もしくは山口県高等学校体育連盟に所属するチーム(高校生)

(4) 一般 次のいずれかの連盟に所属するチームまたは主に16歳以上の選手により構成されるバスケットボールチーム

イ 社会人連盟

ロ (一社)全国高等専門学校連合会所属しているチーム(高等専門学校生)

ハ 大学生「(一財)全日本大学バスケットボール連盟所属

(加盟・登録の義務)

第4条 バスケットボール競技を行うチーム及び競技者は本規程に基づき、毎年度本協会に加盟・登録しなければならない。

2 各加盟チームの登録責任者は、競技者から承諾を得た上で、登録しなければならない。

3 本協会加盟・登録されていないチーム及び競技者は、本協会および加盟団体等が主催、共催または主管等行う全ての競技会等に参加することができない。

(重複登録の禁止)

第5条 競技者は、本協会に登録された2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

(競技者登録)

第6条 競技者として登録される条件として、「周南市バスケットボール協会加盟登録届」(別表一1)に該当する者のみ登録ができる。

- 2 本協会へ加盟・登録されたチームの在籍選手および周南市に所縁のある選手。
- 3 所縁のある選手とは
 - ① 周南市内の、各種教育機関出身者
 - ② 市内小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・に籍のある者
 - ③ 市内企業に勤務している者
 - ④ 市内に在住している者
- 3 チームの補強の目的で、他チーム(他市・他県)に登録された選手は、本協会へは登録不可とする。但し、上記2に該当する選手は除く。

(加盟・登録の手続き)

第7条 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は、毎年5月末日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。但し、U15及びU12の競技者のうち新規に登録する競技者については、毎年9月15日までとする。

- 2 毎年6月1日以降に新しく結成しようとするチーム及びその競技者は、本協会に追加で加盟・登録することができる。

(加盟料・登録料)

第8条 加盟チームは、別に定める(細則一1)加盟・登録料を指定する期日までに納入しなければならない。

(登録の変更)

第9条 登録競技者が移籍を希望する場合は、登録競技者は旧所属チームの同意を得て、新所属チームへの登録の変更を遅滞なく完了しなければならない。なお、変更の効力は、本協会の承認の日をもって発生する。

(加盟・登録の取消)

第10条 加盟チーム及び登録競技者は、所定の手続きにより、本協会への加盟及び登録を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本協会の承認の日をもって発生する。

- 2 加盟チーム及び登録競技者が本協会の加盟及び登録を取り消しても、既に納入した加盟・登録料は返還しない。

(懲罰)

- 第11条 加盟チーム及び登録競技者が本規程に違反した場合は、本協会理事会で審議し、懲罰を科することができる。
- 2 懲罰の種類は、除名、出場資格の停止、その他とする。

(その他)

- 第12条 加盟種別において加盟・登録に関する別段の定めが必要な場合は、理事会において細則を定めることができる。
- 1 本規程に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、本協会理事会で審議する。

(附則)

本規程は、平成26年2月11日より施行する。
2023年4月1日改正施行